

報復処分撤回裁判第4回口頭弁論開催！ 組合側・会社側双方から証人申請！

2月8日、東京地裁第527号法廷において、約50名の組合員・OBが結集する中で報復処分撤回裁判第4回口頭弁論が開催されました。

今回の口頭弁論では、前回、組合側が主張した「小川助役が出勤点呼の際に酒の臭いを指摘しなかったにもかかわらず、3時間も経ってから酒の臭いがするとは不自然だ」「脇運転科長が斉藤書記長に行路票を渡したことは乗務することを前提にしていたことだ」

「これらのことから酒気帯びの事実はなく減給処分は不当」としたことなどについて、会社側が準備書面を提出し反論を行いました。

会社側は「出勤点呼は短時間だったのでわからなかったのではないか」「行路票は終了点呼時に返すものだから渡した」などとし、「酒気帯びで減給処分」としたことを正当化するために反論ならざる反論を行いました。

さらに証人について、双方から申請があり、組合側からは東二運分会斉藤書記長と本部淵上委員長が、会社側からは小川助役（当時）、齋藤総務科長、澤邊人事課長が証人として申請されましたが、当日、斉藤書記長に対応した脇運転科長（当時）が証人申請されていないことから、組合側から脇運転科長を証人申請することが述べられました。

終了後の報告集会では弁護士、本部、新幹線地本、裁判プロジェクト、OB会の各代表から挨拶を受け、斉藤書記長からは「職場では尾崎副分会長が職場から放逐されるなどの攻撃がかけられている。裁判闘争の破壊であり、組織破壊攻撃である。攻撃を跳ね返し、しっかり闘っていく」と決意が述べられました。

次回口頭弁論は立証計画について行われます。次々回以降、いよいよ証人尋問がスタートします。組織破壊攻撃を跳ね返し、裁判闘争勝利に向けてさらに闘いましょう！

組織破壊攻撃を跳ね返し裁判闘争に勝利しよう！

次回、第5回口頭弁論は4月11日(水) 11時00分より、東京地裁527号法廷で行われます。多くの組合員の結集をお願いします。